



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- \*1281 昭和42年和歌山県告示第872号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (環境生活総務課)
- \*1282 昭和53年和歌山県告示第804号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1283 昭和53年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1284 昭和57年和歌山県告示第948号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1285 昭和58年和歌山県告示第236号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1286 昭和58年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1287 昭和58年和歌山県告示第806号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1288 昭和58年和歌山県告示第855号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1289 昭和59年和歌山県告示第737号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1290 昭和59年和歌山県告示第740号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1291 昭和60年和歌山県告示第751号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1292 昭和62年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1293 昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1294 平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1295 平成2年和歌山県告示第782号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1296 平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1297 平成9年和歌山県告示第993号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1298 昭和59年和歌山県告示第742号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1299 平成16年和歌山県告示第1214号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の一部改正 ( " )

- ( " )
- \*1300 平成3年和歌山県告示第760号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 ( " )
- \*1301 平成4年和歌山県告示第732号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 ( " )
- \*1302 平成5年和歌山県告示第852号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 ( " )
- \*1303 平成10年和歌山県告示第1092号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 ( " )
- \*1304 平成16年和歌山県告示第1217号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 ( " )
- \*1305 平成15年和歌山県告示第1103号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正 ( " )
- 1306 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1307 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1308 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 1309 公共測量の実施 (技術調査課)
- 1310 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 公告

和歌山県の人口対策に関連するポータルサイト「まるごと知りたい「わかやま」(仮称)」構築委託業務コンペティション実施に係る事前説明会の実施 (企画総務課)

争議行為を行う旨の通知 (労働企画課)

" ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第1281号

昭和42年和歌山県告示第872号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

鞆瀬鳥獣保護区の項第2号中「那賀郡粉河町大字」を「紀の川市」に、「県道志賀野上」を「県道かつらぎ桃山線」に、「粉河町大字」を「紀の川市」に、「粉河町中鞆瀬」を「紀の川市中鞆瀬」に改め、「(西川登貴子氏宅前)」を削る。

### 和歌山県告示第1282号

昭和53年和歌山県告示第804号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「金屋町と清水町及び海草郡野上町」を「有田川町大字大谷と同大字楠本及び海草郡紀美野町」に、「金屋町と清水町の」を「大字大石と大字楠本の」に、「金屋町大字延坂生石及び中の字界」を「大字延坂、大字生石及び大字中の大字界」に、「中と生石の字界」を「大字中と大字生石の大字界」に、「金屋町と海草郡野上町」を「有田川町と海草郡紀美野町」に改める。

第2項第2号中「金屋町」を「有田川町」に、「吉備町」を「有田川町」に改める。

和歌山県告示第1283号

昭和53年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第2項中「美里町大字」を「紀美野町」に、「美里町セミナーハウス未来塾」を「紀美野町セミナーハウス未来塾」に改める。

和歌山県告示第1284号

昭和57年和歌山県告示第948号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号及び第2項第2号中「美里町」を「紀美野町」に改める。

和歌山県告示第1285号

昭和58年和歌山県告示第236号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第3項第2号中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に、「町道北大池土佛線」を「市道北大池土佛線」に、「町有地」を「市有地」に、「岩出町押川」を「岩出市押川」に、「町の境界線」を「市の境界線」に改める。

第4項第2号中「有田市吉備町」を「有田市と有田川町」に、「金屋町」を「有田川町大字丹生」に、「同境界」を「同大字界」に、「吉備町役場」を「有田川町役場吉備庁舎」に、「県道吉原湯浅線との境界」を「県道吉原湯浅線との交点」に、「湯浅御坊道路との境界」を「湯浅御坊道路との交点」に改める。

和歌山県告示第1286号

昭和58年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一

部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第3項第2号中「那賀郡岩出町大字」を「岩出市」に、「町道根来北大池線」を「市道根来北大池線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道北大池字中線」を「市道北大池字中線」に改める。

第5項第2号中「吉備町」を「有田川町」に改める。

和歌山県告示第1287号

昭和58年和歌山県告示第806号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「清水町」を「有田川町」に改める。

和歌山県告示第1288号

昭和58年和歌山県告示第855号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第4項第2号中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

和歌山県告示第1289号

昭和59年和歌山県告示第737号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「那賀郡岩出町大字」を「岩出市」に、「町道根来35号」を「市道根来35号」に、「岩出町と打田町」を「岩出市と紀の川市」に、「町道東阪本線」を「市道東阪本線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道根来北大池線」を「市道根来北大池線」に改める。

和歌山県告示第1290号

昭和59年和歌山県告示第740号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「那賀郡那賀町」を「紀の川市」に、「町道名手八幡神社線」を「市道名手八幡神社線」に改める。

和歌山県告示第1291号

昭和60年和歌山県告示第751号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第2項第2号中「美里町蓑垣」を「紀美野町蓑垣」に、「美里町真国宮219番地山本芳信氏宅」を「紀美野町真国宮219番地」に、「美里町蓑津呂字大平470番地谷口貞子氏宅裏」を「紀美野町蓑津呂字大平470番より」に、「美里町蓑津呂字垣内334番地浦薫氏宅から」を「紀美野町蓑津呂字垣内334番地より」に、「美里町蓑津呂字寺垣内」を「紀美野町蓑津呂字寺垣内」に、「美里町真国宮字栃谷496番地前昌子氏宅」を「紀美野町真国宮字栃谷496番地」に改める。

第3項第2号中「那賀郡岩出町大字」を「岩出市」に、「町道相谷金池線」を「市道相谷金池線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

和歌山県告示第1292号

昭和62年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

岩出紀ノ川鳥獣保護区の項第2号中「那賀郡岩出町大字」を「岩出市」に改める。

和歌山県告示第1293号

昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第4項第2号中「美里町大字」を「紀美野町」に、「西浦清氏宅」を「紀美野町鎌滝224番地」に改める。

和歌山県告示第1294号

平成元年和歌山県告示第777号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「那賀郡貴志川町大字」を「紀の川市貴志川町」に、「町道中3号線」を「市道中3号線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道中7号線」を「市道中7号線」に、「町道西58号線」を「市道西58号線」に、「町道西2号線」を「市道西2号線」に、「町道西59号線」を「市道西59号線」に、「町道西5号線」を「市道西5号線」に、「町道85号線」を「市道85号線」に、「県道調月丸栖線」を「県道桃山丸栖線」に、「県道和歌山橋本線」を「市道丸31号線」に、「町道中8号線」を「市道中8号線」に改める。

和歌山県告示第1295号

平成2年和歌山県告示第782号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第5項第2号中「那賀郡打田町」を「紀の川市」に、「町道春日線」を「市道春日線」に、「町道中三谷皿池線」を「市道中三谷皿池線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道西三谷線」を「市道西三谷線」に、「町道西三谷平松線」を「市道西三谷平松線」に、「岩出町」を「岩出市」に、「町界」を「同境界」に、「万燈山頂に」を「万燈山頂を」に、「町道不動寺谷線」を「市道不動寺谷線」に改める。

第8項第2号中「清水町」を「有田川町」に改める。

和歌山県告示第1296号

平成3年和歌山県告示第762号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第4項第2号中「那賀郡打田町と粉河町との町界」を「旧那賀郡打田町と旧粉河町との境界」に、「町界」を「同境界線」に、「桃山町町道百合井阪線」を「紀の川市市道百合井阪線」に、「同町道」を「同市道」に、「打田町との町界」を「旧打田町と旧桃山町の境界」に、「同町界」を「同境界」に、「桃山町と打田町と岩出町との町界」を「旧桃山町と旧打田町と岩出市との境界」に、「打田町と岩出町との町界」を「紀の川市と岩出市との境界」に改める。

第5項第2号中「那賀郡粉河町大字」を「紀の川市」に、「町道北長田中央線」を「市道北長田中央線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道粉河中津川線」を「市道粉河中津川線」に、「粉河町営火葬場」を「紀の川市営火葬場」に改める。

第9項第2号中「那賀郡那賀町」を「紀の川市」に、「同町穴伏地内」を「同市穴伏地内」に、「那賀町との」を「紀の川市との」に、「粉河町との町界に至り、同町界」を「旧粉河町と旧那賀町との境界に至り、同境界」に改める。

和歌山県告示第1297号

平成9年和歌山県告示第993号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第2項中「那賀郡打田町大字」を「紀の川市」に、「町道東国分赤尾線と町道西大井線」を「市道東国分赤尾線と市道西大井線」に、「町道古和田蘇鉄池線」を「市道古和田蘇鉄池線」に、「町道古和田差熊線」を「市道古和田差熊線」に、「町道東国分赤尾線」を「市道東国分赤尾線」に改める。

## 和歌山県告示第1298号

昭和59年和歌山県告示第742号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

不動寺谷鳥獣保護区の項第2号中「那賀郡打田町」を「紀の川市」に、「町道春日線」を「市道春日線」に、「町道西三谷線に至り、同町道」を「市道西三谷線に至り、同市道」に、「打田町西三谷地内」を「紀の川市西三谷地内」に、「岩出町と打田町」を「岩出市と紀の川市」に、「町界」を「市界」に改める。

## 和歌山県告示第1299号

平成16年和歌山県告示第1214号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第2項中「那賀郡岩出町大字」を「岩出市」に、「町道根来35号」を「市道根来35号」に、「町道に」を「市道に」に、「岩出町と打田町」を「岩出市と紀の川市」に、「岩出町第二配水池」を「岩出市第二配水池」に、「町道根来北大池線」を「市道根来北大池線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

## 和歌山県告示第1300号

平成3年和歌山県告示第760号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第2項第2号及び第3項第2号中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

第9項第2号中「那賀郡粉河町」を「紀の川市」に、「町道上丹生谷6号線」を「市道上丹生谷6号線」に、「町道上丹生谷7号線」を「市道上丹生谷7号線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道名手川北王子線」を「市道名手川北王子線」に、「町界との交点にいたり」を「旧粉河町と旧那賀町との境界の交点に至り」に、「町界沿い」を「市界沿い」に、「町道中」を「市道中」に改める。

## 和歌山県告示第1301号

平成4年和歌山県告示第732号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「那賀郡打田町」を「紀の川市」に、「町道東国分赤尾線」を「市道東国分赤尾線」に、「町道東大

井赤尾2号線」を「市道東大井赤尾2号線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

第4項第2号中「日置川町」を「白浜町」に改める。

## 和歌山県告示第1302号

平成5年和歌山県告示第852号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「那賀郡桃山町大字調月字銚子の口」を「紀の川市貴志川町岸小野」に、「大字岸小野と大字北」を「同市貴志川町岸小野と同市貴志川町北」に、「町道稲葉銚子ノ口線」を「市道稲葉銚子ノ口線」に、「町道トンネル池里子谷線」を「市道トンネル池里子谷線」に改める。

第2項第2号中「吉備町」を「有田川町大字」に、「金屋町」を「有田川町大字吉原」に、「町界に」を「大字界に」に、「同町界」を「同大字界」に改める。

第3項第2号中「金屋町」を「有田川町大字」に、「吉備町との町界」を「大字徳田との大字界」に改める。

## 和歌山県告示第1303号

平成10年和歌山県告示第1092号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「岩出町と貴志川町の町界」を「岩出市と紀の川市の境界」に、「貴志川町と桃山町の町界の河中まで進み、同町界」を「旧貴志川町と旧桃山町の境界の河中まで進み、同境界線」に、「貴志川町大字」を「紀の川市貴志川町」に、「町民運動場」を「市民運動場」に、「県道和歌山橋本線」を「市道丸131号線」に、「貴志川町桃山町の町界の河中に進み、同町界」を「旧貴志川町と旧桃山町の境界の河中まで進み、同境界線」に、「同県道を北東」を「同市道を北東」に、「町道3号線」を「市道3号線」に改める。

## 和歌山県告示第1304号

平成16年和歌山県告示第1217号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号、第2項第2号中及び第3項第2号中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

## 和歌山県告示第1305号

平成15年和歌山県告示第1103号(指定猟法禁止区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

第2項中「那賀郡打田町」を「紀の川市」に、「町道春日神社線」を「市道春日神社線」に、「町道第二配水池線」を「市道第二配水池線」に改める。

和歌山県告示第1306号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成18年12月20日まで縦覧に供する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年10月20日
2 名称
特定非営利活動法人介護保険を良くする会・しらはま
3 代表者の氏名
田淵福美
4 主たる事務所の所在地
和歌山県西牟婁郡白浜町3219番地の56
5 定款に記載された目的
この法人は、介護保険制度がより良い制度となるよう、介護サービスの利用者やその家族の権利擁護事業を行い、地域社会の福祉増進を図り広く公益に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

Table with 4 columns: 指定番号, 名称, 所在地, 指定年月日. Row 1: 海南薬 29-18, ゆうゆう薬局, 海南市重根837番地, 平成 18.10.1

和歌山県告示第1308号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年11月5日から平成19年1月3日までの間の60日間、貸金業の業務を停止する(ただし、停止する業務は、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除いたものすべてとする。)ことを、平成18年10月27日に命じたので、同法第41条の規

定により公告する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 ポラリス
2 氏名 野上精一
3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市中島383番地の17 ロイヤルハイツ205号
4 登録番号 和歌山県知事(1)第01399号
5 登録年月日 平成17年4月1日

和歌山県告示第1309号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(1級~3級基準点測量)
2 作業期間 平成18年11月10日から平成19年3月20日まで
3 作業地域 東牟婁郡那智勝浦町市屋~東牟婁郡那智勝浦町川関地先

和歌山県告示第1310号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

Table with 6 columns: 指定番号, 指定位置, 申請者所名, 指定年月日, 道幅員(メートル), 道延長(メートル). Row 1: 2903, 紀の川市貴志川町岸宮字南野689番地の一部、688番1の一部, 紀の川市中井坂209番地の5タニガワ住宅株式会社代表取締役谷川義治, 平成 18.10.27, 5.00, 59.71

公 告

公 告

和歌山県の人口対策に関連する様々な情報を一元化して提供するポータルサイトの構築業務の委託につき、コンペティション方式により委託業者の選定を行うに当たり、参加希望者に対する事前説明会を実施するので、公告する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 概要
(1) 委託業務名

和歌山県の人口対策に関連するポータルサイト「まるごと知りたい「わかやま」(仮称)」構築業務

## (2) 業務内容

和歌山県の人口対策に関連するポータルサイト「まるごと知りたい「わかやま」(仮称)」構築

(3) 予算上限額は、約500千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

## (4) 事前説明会開催日時及び場所

平成18年11月17日(金) 13:30

和歌山県民文化会館4階406会議室

(参加者多数の場合、時間及び場所を変更することがある。)

## (5) 事前説明会での確認事項

ア 委託業務の内容

イ コンペティションの実施要領

## (6) コンペティションの実施方法(予定)

ア 企画書の提出期限 平成18年11月27日(月)

イ プレゼンテーションの日程、場所等は別途通知する。  
プレゼンテーションでは、企画書の内容を説明する。

## (7) 契約予定期間

契約日から1か月間

## (8) 留意事項

事前説明会に参加していないものはコンペティションに参加することはできないものとする。

## 2 事前説明会参加の手続等に関する事項

## (1) 担当部課室

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部計画局企画総務課

担当: 塩路、立石

電話番号 073-441-2337(直通)

FAX 073-422-1812

e-mail shioji\_y0003@pref.wakayama.lg.jp

## (2) 事前説明会参加のための手続

事前説明会へ参加を希望する者は、参加申出書を以下により作成の上、提出することとする。

## (3) 参加申出書等の交付

## ア 交付期間

公告の日から平成18年11月14日(火)までの午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の休日(以下「国民の休日」という。)を除く。

## イ 交付場所

2の(1)と同じ。

## ウ 交付の方法

交付の場所において交付する(郵送による交付は行わない。)

なお、和歌山県企画部計画局企画総務課のホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/index.html>)にも掲載するので、直接交付を受けなくても、定められた様式による参加の申出についても受け付けるものとする。

## (4) 参加申出書の提出方法

## ア 添付書類

(ア) 事業経歴書

(イ) 事業実績表

## ア 提出期間

平成18年11月7日(火)から平成18年11月14日(火)までの午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。

## イ 提出方法

2の(1)記載の場所に持参すること。

## 3 事前説明会への参加の資格要件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年制令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者

エ 税金を滞納していない者

オ 県内に本店、支店若しくは営業拠点を有する者又は県内に事業所を有しない者にあつては、企画総務課職員の求めに応じて速やかに県庁に来訪することが可能な者

カ 過去1年間に行政、民間を問わずホームページ作成を受託した実績のある者

## 公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成18年10月30日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成18年11月10日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成18年10月30日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年11月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成18年11月10日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌浦病院、潮岬病院、和歌山県赤十字血液センター、和歌山生協病院、中之島診療所、芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所及び和歌山県民総合検診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。